

## (4) 議事及び事務局説明事項

### 2 本懇話会開催の目的・趣旨

#### 1 小山市立生涯学習センターの概要

- 設 立 平成6年6月
- 名 称 小山市立生涯学習センター
- 所在地 小山市中央町3丁目7番1号 ロブレ（小山駅西再開発ビル）6階
- 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階付8階建(専有面積：1,832.15㎡)  
専有面積には、若者サポートステーションセンターを含む
- 施設概要 事務室、ラウンジ、ホール、ギャラリー、セミナー室、和室、託児兼資料室
- 貸出施設
 

ホール	198.21㎡	(収容人数	150人)
ギャラリー	236.09㎡		
第1セミナー室	52.96㎡	(収容人数	30人)
第2セミナー室	43.19㎡	(収容人数	29人)
和室	38.25㎡		
託児兼資料室	18.03㎡		
- 利用者数と稼働率（抜粋）

	令和元年度	令和2年度 (コロナ発生前)	令和3年度
利用者数	56,072人	18,516人	27,133人
稼働率※	87.1%	57.7%	68.6%

※全室合計、指定管理者主催事業及び貸館合計<sup>1</sup>

#### 2 小山市立生涯学習センターの成り立ちと現状

全国的には、生涯学習センターは、平成2年中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」<sup>2</sup>（以下、平成2年中教審答申）にて、都道府県に「生涯学習推進センター」の設置が謳われたことを契機として、「広域的な視点に立って、地域住民の生涯学習を推進するための中心機関」として、指導者・助言者の養成・研修、学習プログラムの研究・企画、生涯学習情報の提供や学習相談体制の整備充実、関係機関の連携・協力、学習成果の評価等を行う施設<sup>3</sup>としての役割が期待され設置されました。また、市町村においても、市町村立生涯学習センターの設置が進められてきました。

小山市立生涯学習センターは、平成4年度当時から、「小山駅西地区再開発ビル」事業の推進に併せて、当初は「(仮)情報交流センター」の名称で設置することを目指し、当時の社会教育課が事業を進めていたものです。

平成5年10月には、小山市生涯教育推進本部(当時)からの諮問を受けた小山市生涯教育推進協議会(当時)により、「(仮)情報教育センターの運営のあり方について(答申)」<sup>4</sup>が出されました。

<sup>1</sup> 「生涯学習センター利用実績報告書」・・・別紙1

<sup>2</sup> 平成2年中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」・・・別紙3

<sup>3</sup> 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター『二訂生涯学習概論』（ぎょうせい、2018年）p158

<sup>4</sup> 「(仮)情報交流センターの運営のあり方について(答申)」・・・別紙4

この答申では、**設置のねらい**を以下のように述べています。

「商業ゾーンに教育（学習）や文化を持ち込むことによって、コミュニケーションを図り、まちの活性化を促進する。さらに、市民の教育的文化的資質の高まりをも狙おうという構想のもとに建設される県内で初めての施設である。この構想によれば、多くの人々が集まる施設において、市民が相互に情報を入手し、提供し、交換しあうことで、文化交流が深まることが期待される一方、市民が自ら行う学習活動が容易になって、活動の活性化が期待されることになる。また、小山市自体も、同センターに事務局を設置し、主催事業を展開することによって、市民との間にコミュニケーションを図る機会が深まり、結果としてまちづくりに寄与しうる基盤が形成されることになるものと思われる。こうした効果をもたらすことが期待される同センターは、立地条件から考えて、市民サービスを機能の中心にすえて、充実させていくことが必要と考える。以上を踏まえて、同センターが市民の教育・文化・スポーツ・福祉活動をはじめ様々な市民活動の活性化に供されることが、設置のねらいである。」とまとめています。

この答申を受けて、**平成6年**には、「生涯学習活動をはじめ様々な市民活動をとおして市民相互の交流を促進するとともに、商店街の活性化による地域づくりに寄与する」<sup>5</sup>ことを目的として「**小山市立生涯学習センター条例**」が公布・施行され、平成6年6月9日の小山駅西再開発ビル（ロブレ）のオープンに合わせて開館しました。当時公布・施行された条例（以下、平成6年条例）では、『「学習情報の収集及び情報提供並びに学習相談」や「学習プログラムの開発及び提供」等』<sup>6</sup>の事業を実施すること、社会教育主事を配置すること<sup>7</sup>なども謳われており、地域住民の生涯学習を推進するための中心機関として機能することを期待していたものです。

その後、運営の効率化と民間目線での利便性向上を目的に、平成18年に条例改正が行われ、平成19年度より指定管理者制度を導入し、指定管理者による運営を開始しました。

約15年が経過した令和4年度現在では、平成29年度から指定管理を受託している事業者により、貸館業務に加え、運動、語学等の健康・教養講座、ホールを活用したコンサート事業等の主催イベントが開催されています。

令和3年度の指定管理者主催事業（自主事業）では、全57事業が実施されましたが、その内訳は、ヨガ・ストレッチ講座などの健康・体験講座が41講座（約72%）、英会話講座などの趣味・教養講座が16講座（約28%）という状況となっています<sup>8</sup>。

<sup>5</sup> 現行 小山市立生涯学習センター条例第1条

<sup>6</sup> 施行当初（平成6年時）小山市立生涯学習センター条例 第3条・・・別紙5

<sup>7</sup> 施行当初（平成6年時）小山市立生涯学習センター条例 第11条・・・別紙5

<sup>8</sup> 「生涯学習センター令和3年度自主事業実績」・・・別紙2

### 3 生涯学習センターに特有の機能

平成2年中教審答申では、「地域の生涯学習を推進するための中心機関」としての役割を担う、生涯学習の基盤整備の必要性が謳われ、全国的に生涯学習センターの設置と整備が進められてきました。同答申では、生涯学習センターで充実すべき機能として、以下の6つを挙げています。

#### 【生涯学習センターの6つの機能】

- i) 生涯学習情報の提供及び学習相談体制の整備充実に関すること
- ii) 学習需要の把握及び学習プログラムの研究・企画に関すること
- iii) 関係機関との連携・協力及び事業の委託に関すること
- iv) 生涯学習のための指導者・助言者の養成・研修に関すること
- v) 生涯学習の成果に対する評価に関すること
- vi) 地域の実情に応じて、必要な講座等を主催すること

これらは、**現在も変わらず期待される生涯学習センターに特有の機能**です。

小山市立生涯学習センター条例においても、平成6年条例の第3条に、上記の6つの機能の一部が明記されており、国の答申も踏まえていたことがわかります。

また、生涯学習・社会教育関係において令和4年度現在最新の中央教育審議会答申である、**平成30年中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」**<sup>9</sup>（以下、平成30年中教審答申）では、人口減少や高齢化をはじめとする多様な課題の顕在化や、急速な社会経済環境の変化<sup>10</sup>には、住民主体で地域課題に取り組む必要があります。これまで社会教育で培ってきた学びを通じた「人づくり」や「つながりづくり」は、「地域を活性化し、住民が主体的に課題を発見し共有し解決していく持続的な「地域づくり」につながっていく意義を持つものである」と指摘しています。

さらに平成30年中教審答申では、「社会教育の在り方を、より幅広い住民を対象に、より多くの主体との連携・協働により営まれるものへと大きく進化させる必要がある」とし、以下の3点を「**新たな社会教育の方向性**」として示しています。

#### 【新たな社会教育の方向性】

- (a) 住民の主体的な参加のためのきっかけづくり
- (b) ネットワーク型行政の実質化
- (c) 地域の学びと活動を活性化する人材の活躍の後押し

<sup>9</sup> 中央教育審議会(H30.12.21)「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)概要版…別紙6」

<sup>10</sup> 「人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組、人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱」

小山市立生涯学習センターにおいては、「平成2年中教審答申による生涯学習センターに求められる6つの機能」、「平成5年小山市生涯教育推進協議会答申で謳われた設置のねらい」、「平成6年条例」をもう一度ふりかえり、そして、平成30年中教審答申で示された「新たな社会教育の方向性」を取り入れ、さらに次の機能を強化していくことが必要です。

- |                  |  |
|------------------|--|
| <p><b>計画</b></p> | <p>(1) 調査：<u>先進的な施策・事業の調査、及び地域の課題・地域の学習ニーズの把握</u><br/>⇒ ii)・vi) の機能の強化</p> <p>(2) 研究：<u>広域的な視点に立った政策誘導的な事業の研究、及び事業計画の企画立案</u><br/>⇒ ii) の機能の強化</p>   |
| <p><b>実践</b></p> | <p>(3) 上記(1)(2)により立案された事業の実施・実践<br/>⇒ ii)・vi) の機能の強化</p> <p>(4) 連携：<u>多様な人・機関とのつながりづくり</u><br/>⇒ i)・iii) の機能の強化と、(a)・(b)の具現化</p> <p>(5) 研修：<u>ネットワーク型行政の実現に向けた小山市役所職員をはじめとする人材の育成と実践の場</u><br/>⇒ iv) の機能の強化と、(b)・(c)の具現化</p> |

生涯学習センターに求められる機能は、設置当初や指定管理制度に基づく運営が始まった当初から変わらないものもある一方で、社会とともに変化する社会教育の方向性に合わせて見直していくべき“不易流行”のものでもあります。

原点にたちかえりつつ、新たな社会教育の方向性も取り入れ、小山市立生涯学習センターが、広域的な視点に立つ「小山市の生涯学習を推進するための中心機関」となっていくため、生涯学習センター特有の機能を十分に発揮させ、小山市の社会教育施策を先導・誘導していくことが求められています。

#### 4 小山市立生涯学習センター事業の評価と課題

令和3年度現在の小山市立生涯学習センター主催事業は、運動・語学講座が主なものとなっており、それらの講座受講者の満足度は高いものの、平成28年度時の指定管理者選定委員会で現事業者が市に提案していた、第7次小山市総合計画（当時）を踏まえた生涯学習事業や施設の賑わい創出事業のような主催事業については殆どが実現には至っていない実情があるほか、平成6年当時の生涯学習センター設置理念や、新たな社会教育の方向性を踏まえた事業展開ができていない状況があります。

また、前述の生涯学習センターに求められる特有な機能に照らして考えると、小山市の生涯学習を推進するための中心機関となっているとは言えず、現在の事業内容については改善が必要です。



小山市立生涯学習センターの指定管理者による運営は、令和4年度に契約期間が終了することから、令和4年度は事業内容の見直しと改善を行っていくべき時期となります。

併せて、小山市立生涯学習センターが、「小山市の生涯学習を推進するための中心機関」としての期待される役割を果たし、小山市役所職員が計画と実践を行いながら経験を積み、小山市民の皆様に対してより良い生涯学習環境を提供していくため、今後5年・10年先の未来像を見据えた上でどのような運営のあり方が望ましいのか、検討していく必要があります。

## 別紙集

- 1 生涯学習センター利用実績報告書 (R1~3) .....別紙 1
- 2 生涯学習センター令和3年度自主事業実績 .....別紙 2
- 3 平成2年中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」.....別紙 3
- 4 (仮) 情報交流センターの運営のあり方について (答申)  
(平成5年10月小山市生涯教育推進協議会答申) .....別紙 4
- 5 平成6年公布・施行当時の小山市立生涯学習センター条例  
(平成6年3月16日議決, 同25日公布, 4月1日施行) .....別紙 5
- 6 平成30年中央教育審議会答申  
「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた  
社会教育の振興方策について (答申) 概要版 .....別紙 6

# 別紙 1

令和3年度 自主事業 参加人員

4月～1月(9月は緊急事態宣言で無し)

総合計 8241

## 健康・体験講座

	テーマ(参加者計)	講座内容	講師名	実施月	開催日	時間	回数	参加者数	
1	(月)ゆったりのんびりリラックスヨガ教室	健康・体験	片岡 歩	4・5・6月	毎週月曜日	9時30分～10時30分	12	264	
2	いつでもどこでもかんたんストレッチ教室	健康・体験	片岡 歩	4・5・6月	毎週月曜日	11時～12時	12	167	
3	かんたん筋トレストレッチ&ヨガ教室	健康・体験	加藤 恵子	4・5・6月	毎週火曜日	13時30分～14時30分	12	249	
4	骨盤ストレッチ教室	健康・体験	石崎亜矢子	4・5・6月	毎週水曜日	9時～10時	12	259	
5	やさしいストレッチヨガ教室	健康・体験	石崎亜矢子	4・5・6月	毎週水曜日	10時15分～11時15分	12	279	
6	(水)健康寿命を延ばす筋トレ&ストレッチ教室	健康・体験	福田 恵一	4・5・6月	毎週水曜日	11時30分～12時30分	12	110	
7	快眠のためのやさしいヨガ教室	健康・体験	加藤 恵子	4・5・6月	毎週水曜日	19時～20時	12	227	
8	骨盤肩甲骨リズム体操	健康・体験	石崎亜矢子	4・5・6月	毎週木曜日	9時30分～10時30分	12	199	
9	(木)健康寿命を延ばす筋トレ&ストレッチ教室	健康・体験	福田 恵一	4・5・6月	毎週木曜日	11時～12時	12	278	
10	無理なく免疫力UPストレッチ&ヨガ教室	健康・体験	加藤 恵子	4・5・6月	毎週金曜日	9時30分～10時30分	12	241	
11	(金)ゆったりのんびりリラックスヨガ教室	健康・体験	片岡 歩	4・5・6月	毎週金曜日	11時～12時	10	69	
12	(月)ゆったりのんびりリラックスヨガ教室	健康・体験	片岡 歩	7・8・10月	毎週月曜日	9時30分～10時30分	11	216	
13	いつでもどこでもかんたんストレッチ教室	健康・体験	片岡 歩	7・8・10月	毎週月曜日	11時～12時	11	120	
14	かんたん筋トレストレッチ&ヨガ教室	健康・体験	加藤 恵子	7・8・10月	毎週火曜日	13時30分～14時30分	12	238	
15	(火)やさしいストレッチヨガ教室	健康・体験	石崎亜矢子	7・8・10月	毎週火曜日	15時～16時	12	85	
16	骨盤ストレッチ教室	健康・体験	石崎亜矢子	7・8・10月	毎週水曜日	9時～10時	12	266	
17	(水)やさしいストレッチヨガ教室	健康・体験	石崎亜矢子	7・8・10月	毎週水曜日	10時15分～11時15分	12	249	
18	(水)健康寿命を延ばす筋トレ&ストレッチ教室	健康・体験	福田 恵一	7・8・10月	毎週水曜日	11時30分～12時30分	10	120	
19	快眠のためのやさしいヨガ教室	健康・体験	加藤 恵子	7・8・10月	毎週水曜日	19時～20時	9	178	
20	骨盤肩甲骨リズム体操	健康・体験	石崎亜矢子	7・8・10月	毎週木曜日	9時30分～10時30分	11	166	
21	(木)健康寿命を延ばす筋トレ&ストレッチ教室	健康・体験	福田 恵一	7・8・10月	毎週木曜日	11時～12時	11	242	
22	無理なく免疫力UPストレッチ&ヨガ教室	健康・体験	加藤 恵子	7・8・10月	毎週金曜日	9時30分～10時30分	12	237	
23	(金)ゆったりのんびりリラックスヨガ教室	健康・体験	片岡 歩	7・8・10月	毎週金曜日	11時～12時	11	117	
24	(月)ゆったりのんびりリラックスヨガ教室	健康・体験	片岡 歩	11・12・1月	毎週月曜日	9時30分～10時30分	11	181	
25	いつでもどこでもかんたんストレッチ教室	健康・体験	片岡 歩	11・12・1月	毎週月曜日	11時～12時	11	154	
26	かんたん筋トレストレッチ&ヨガ教室	健康・体験	加藤 恵子	11・12・1月	毎週火曜日	13時30分～14時30分	10	190	
27	(火)やさしいストレッチヨガ教室	健康・体験	石崎・片岡	11・12・1月	毎週火曜日	15時～16時	11	67	
28	骨盤ストレッチ教室	健康・体験	石崎亜矢子	11・12・1月	毎週水曜日	9時～10時	11	220	
29	(水)やさしいストレッチヨガ教室	健康・体験	石崎亜矢子	11・12・1月	毎週水曜日	10時15分～11時15分	11	214	
30	(水)健康寿命を延ばす筋トレ&ストレッチ教室	健康・体験	福田 恵一	11・12・1月	毎週水曜日	11時30分～12時30分	10	73	
31	快眠のためのやさしいヨガ教室	健康・体験	加藤 恵子	11・12・1月	毎週水曜日	19時～20時	11	235	
32	骨盤肩甲骨リズム体操	健康・体験	石崎亜矢子	11・12・1月	毎週木曜日	9時30分～10時30分	11	204	
33	(木)健康寿命を延ばす筋トレ&ストレッチ教室	健康・体験	福田 恵一	11・12・1月	毎週木曜日	11時～12時	11	287	
34	無理なく免疫力UPストレッチ&ヨガ教室	健康・体験	加藤 恵子	11・12・1月	毎週金曜日	9時30分～10時30分	9	137	
35	(金)ゆったりのんびりリラックスヨガ教室	健康・体験	片岡 歩	11・12・1月	毎週金曜日	11時～12時	9	129	
36	健康セミナー・膝痛腰痛セルフケア	健康・体験	福田 恵一	4月	24日	10時30分～12時	1	32	
37	健康セミナー・身体のメンテナンス	健康・体験	石崎亜矢子	5月	29日	15時～16時	1	19	
38	健康セミナー・ツボ押しストレッチ	健康・体験	福田 恵一	6月	6日	10時30分～12時	1	18	
39	健康セミナー・冷房対策基礎代謝UP	健康・体験	石崎亜矢子	7月	24日	15時～16時	1	19	
40	健康セミナー・身体の土台骨盤調整	健康・体験	石崎亜矢子	10月	30日	15時～16時	1	24	
41	健康セミナー・首肩こり改善セルフケア	健康・体験	福田 恵一	11月	7日	10時30分～12時	1	8	
趣味・教養講座								計	6787

	テーマ(参加者計)	講座内容	講師名	実施月	開催日	時間	回数	参加者数	
1	英会話教室(マリル)	趣味・教養	中村 マリル	4・5・6月	毎週火曜日	9時30～10時45分	12	141	
2	今日からスタートはじめての英会話	趣味・教養	中村 マリル	4・5・6月	毎週火曜日	11時15分～12時30分	12	88	
3	英会話教室(マリセル)	趣味・教養	長濱マリセル	4・5・6月	毎週土曜日	10時～11時30分	12	158	
4	おもてなしで海外旅行で使える英会話	趣味・教養	長濱マリセル	4・5・6月	毎週土曜日	11時15分～12時30分	12	89	
5	英会話教室(マリル)	趣味・教養	中村 マリル	7・8・10月	毎週火曜日	9時30～10時45分	12	135	
6	今日からスタートはじめての英会話	趣味・教養	中村 マリル	7・8・10月	毎週火曜日	11時15分～12時30分	12	91	
7	英会話教室(マリセル)	趣味・教養	長濱マリセル	7・8・10月	毎週土曜日	10時～11時30分	11	130	
8	おもてなしで海外旅行で使える英会話	趣味・教養	長濱マリセル	7・8・10月	毎週土曜日	11時15分～12時30分	11	60	
9	英会話教室(マリル)	趣味・教養	中村 マリル	11・12・1月	毎週火曜日	9時30～10時45分	9	110	
10	今日からスタートはじめての英会話	趣味・教養	中村 マリル	11・12・1月	毎週火曜日	11時15分～12時30分	9	35	
11	英会話教室(マリセル)	趣味・教養	長濱マリセル	11・12・1月	毎週土曜日	10時～11時30分	7	139	
12	おもてなしで海外旅行で使える英会話	趣味・教養	長濱マリセル	11・12・1月	毎週土曜日	11時15分～12時30分	7	66	
13	消しゴムハンコで絵葉書を作ろう	趣味・教養	岡本 順子	11・12月	水曜日	13時30分～15時	6	19	
14	ベビーマッサージ教室	趣味・教養	堀内 美佳	11・12・1月	月曜日	11時～12時	7	40	
15	ビーズアクセサリー教室	趣味・教養	河上 育子	11・12・1月	金曜日	19時～20時30分	9	58	
16	夏休み囲碁教室	趣味・教養	山本 広斉	8月	日曜日	13時30分～15時30分	3	14	
音楽講座								計	1373

	テーマ(参加者計)	講座内容	講師名	実施月	開催日	時間	回数	参加者数
1	DUO CROMATIC デビューコンサート	音楽	上保朋子,知久絵里香	7月	11日	14時～15時30分	1	81

計 81

# 別紙 2



## 小山市立生涯学習センター 利用実績報告書（令和3年度）

	ホール		ギャラリー		第一セミナー室		第二セミナー室		和室		器具等	合計	
	金額/円	利用者数/人	金額/円	利用者数/人	金額/円	利用者数/人	金額/円	利用者数/人	金額/円	利用者数/人	金額/円	金額/円	利用者数/人
4月	155,500	1,009	74,100	1,327	85,740	482	91,500	430	61,880	145	59,000	527,720	3,393
5月	179,900	480	58,750	1,114	92,850	495	75,270	219	37,400	173	26,000	470,170	2,481
6月	145,000	1,020	41,850	1,040	72,880	611	97,350	320	55,000	157	42,000	454,080	3,148
7月	163,900	931	57,000	1,052	79,800	526	92,220	254	37,100	170	70,000	500,020	2,933
8月	69,900	293	15,300	816	54,400	375	34,380	180	32,880	91	24,000	230,860	1,755
9月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10月	137,000	655	74,530	1,382	94,100	554	81,750	244	57,600	137	56,000	500,980	2,972
11月	155,500	887	23,450	1,104	69,600	565	74,700	255	50,000	174	40,000	413,250	2,985
12月	156,000	746	51,125	992	63,000	487	78,900	291	44,880	120	60,500	454,405	2,636
1月	146,200	487	49,400	715	67,350	429	76,620	240	39,090	68	41,500	420,160	1,939
2月	74,200	153	78,200	315	53,420	223	68,280	278	30,480	59	37,000	341,580	1,028
3月	161,650	748	61,250	255	79,380	383	74,040	341	47,400	136	65,000	488,720	1,863
合計	1,544,750	7,409	584,955	10,112	812,520	5,130	845,010	3,052	493,710	1,430	521,000	4,801,945	27,133

## 小山市立生涯学習センター各施設稼働率実績報告書（令和3年度）

《月別》

	稼働可能日数	ホール		ギャラリー		第一セミナー室		第二セミナー室		和室		合計		
		稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働可能日数	稼働日数	稼働率
4月	30	26	86.7%	29	96.7%	30	100.0%	29	96.7%	18	60.0%	150	132	88.0%
5月	31	22	71.0%	30	96.8%	28	90.3%	26	83.9%	19	61.3%	155	125	80.6%
6月	30	19	63.3%	27	90.0%	28	93.3%	28	93.3%	19	63.3%	150	121	80.7%
7月	31	20	64.5%	25	80.6%	25	80.6%	24	77.4%	21	67.7%	155	115	74.2%
8月	31	8	25.8%	20	64.5%	22	71.0%	18	58.1%	11	35.5%	155	79	51.0%
9月	30	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	150	0	0.0%
10月	31	21	67.7%	26	83.9%	30	96.8%	27	87.1%	20	64.5%	155	124	80.0%
11月	30	25	83.3%	28	93.3%	29	96.7%	27	90.0%	20	66.7%	150	129	86.0%
12月	28	19	67.9%	23	82.1%	27	96.4%	23	82.1%	17	60.7%	140	109	77.9%
1月	28	20	71.4%	20	71.4%	26	92.9%	27	96.4%	11	39.3%	140	104	74.3%
2月	28	11	39.3%	17	60.7%	20	71.4%	24	85.7%	13	46.4%	140	85	60.7%
3月	31	20	64.5%	12	38.7%	29	93.5%	28	90.3%	20	64.5%	155	109	70.3%
合計・平均	359	211	58.8%	257	71.6%	294	81.9%	281	78.3%	189	52.6%	1795	1232	68.6%

## 小山市立生涯学習センター 利用実績報告書（令和2年度）

	ホール		ギャラリー		第一セミナー室		第二セミナー室		和室		器具等	合計	
	金額/円	利用者数/人	金額/円	利用者数/人	金額/円	利用者数/人	金額/円	利用者数/人	金額/円	利用者数/人	金額/円	金額/円	利用者数/人
4月	36,300	138	9,250	10	51,345	98	50,610	107	16,740	6	-	164,245	359
5月	4,500	9	15,000	20	27,900	131	17,100	47	840	-	5,500	70,840	207
6月	40,180	148	54,700	152	71,130	323	79,740	180	34,080	53	4,000	283,830	856
7月	141,150	530	59,500	724	78,180	395	73,850	245	34,980	65	19,500	407,160	1,959
8月	219,650	605	217,600	710	87,180	362	90,330	291	29,000	61	50,500	694,260	2,029
9月	83,000	504	61,500	938	76,200	390	63,990	193	22,800	59	18,500	325,990	2,084
10月	115,950	553	47,250	845	116,550	444	70,300	242	26,880	84	37,000	413,930	2,168
11月	157,400	955	103,000	943	77,700	387	86,090	223	33,900	128	49,500	507,590	2,636
12月	111,500	668	72,250	765	65,880	321	53,350	189	25,500	113	45,400	373,880	2,056
1月	91,350	282	35,350	441	47,340	177	49,280	142	20,580	62	24,000	267,900	1,104
2月	23,000	85	86,250	474	38,100	147	30,840	72	8,000	32	9,000	195,190	810
3月	128,500	596	41,850	913	70,140	430	72,800	204	27,900	105	43,500	384,690	2,248
合計	1,152,480	5,073	803,500	6,935	807,645	3,605	738,280	2,135	281,200	768	306,400	4,089,505	18,516

## 小山市立生涯学習センター各施設稼働率実績報告書（令和2年度）

《月別》

	稼働可能日数	ホール		ギャラリー		第一セミナー室		第二セミナー室		和室		合計		
		稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働可能日数	稼働日数	稼働率
4月	30	5	16.7%	1	3.3%	18	60.0%	16	53.3%	3	10.0%	150	43	28.7%
5月	31	2	6.5%	1	3.2%	14	45.2%	8	25.8%	0	0.0%	155	25	16.1%
6月	30	7	23.3%	12	40.0%	28	93.3%	22	73.3%	10	33.3%	150	79	52.7%
7月	31	19	61.3%	23	74.2%	28	90.3%	25	80.6%	12	38.7%	155	107	69.0%
8月	31	22	71.0%	26	83.9%	29	93.5%	28	90.3%	11	35.5%	155	116	74.8%
9月	30	13	43.3%	28	93.3%	26	86.7%	25	83.3%	13	43.3%	150	105	70.0%
10月	31	17	54.8%	25	80.6%	30	96.8%	24	77.4%	11	35.5%	155	107	69.0%
11月	30	20	66.7%	28	93.3%	26	86.7%	25	83.3%	16	53.3%	150	115	76.7%
12月	28	18	64.3%	25	89.3%	23	82.1%	21	75.0%	16	57.1%	140	103	73.6%
1月	28	12	42.9%	14	50.0%	18	64.3%	19	67.9%	8	28.6%	140	71	50.7%
2月	28	7	25.0%	16	57.1%	15	53.6%	13	46.4%	4	14.3%	140	55	39.3%
3月	31	19	61.3%	25	80.6%	27	87.1%	25	80.6%	14	45.2%	155	110	71.0%
合計・平均	359	161	44.8%	224	62.4%	282	78.6%	251	69.9%	118	32.9%	1795	1036	57.7%

## 小山市立生涯学習センター 利用実績報告書（令和元年度）

	ホール		ギャラリー		第一セミナー室		第二セミナー室		和室		器具等	合計	
	金額/円	利用者数/人	金額/円	利用者数/人	金額/円	利用者数/人	金額/円	利用者数/人	金額/円	利用者数/人	金額/円	金額/円	利用者数/人
4月	232,500	2,259	66,550	1,183	100,740	589	103,200	475	55,500	361	52,500	610,990	4,867
5月	270,000	2,557	46,200	1,062	84,300	686	71,130	399	45,000	358	52,000	568,630	5,062
6月	200,000	1,892	82,000	1,137	114,900	633	107,250	524	45,240	357	57,500	606,890	4,543
7月	195,500	2,324	68,750	1,917	80,340	669	93,900	486	51,600	397	62,000	552,090	5,793
8月	231,500	2,288	170,500	1,053	94,500	552	71,550	508	51,600	415	59,000	678,650	4,816
9月	232,000	1,949	72,100	1,383	86,000	802	83,040	530	43,280	349	48,500	564,920	5,013
10月	251,500	2,132	119,500	2,676	91,200	453	88,890	415	45,500	304	63,500	660,090	5,980
11月	298,500	2,190	87,500	1,321	76,800	646	85,500	398	39,540	264	92,000	679,840	4,819
12月	239,500	2,478	37,000	1,214	70,700	759	77,840	443	37,800	391	62,500	525,340	5,285
1月	197,900	1,707	27,250	1,527	80,400	631	62,900	314	34,500	284	48,500	451,450	4,463
2月	197,340	1,956	89,800	1,035	92,100	661	101,730	300	39,900	258	34,500	555,370	4,210
3月	72,750	515	44,400	162	76,170	306	52,140	193	22,800	45	11,000	279,260	1,221
合計	2,618,990	24,247	911,550	15,670	1,048,150	7,387	999,070	4,985	512,260	3,783	643,500	6,733,520	56,072

## 小山市立生涯学習センター各施設稼働率実績報告書（令和元年度）

《月別》

	稼働可能日数	ホール		ギャラリー		第一セミナー室		第二セミナー室		和室		合計		
		稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働可能日数	稼働日数	稼働率
4月	30	26	86.7%	28	93.3%	30	100.0%	29	96.7%	26	86.7%	150	139	92.7%
5月	31	29	93.5%	28	90.3%	31	100.0%	26	83.9%	27	87.1%	155	141	91.0%
6月	30	28	93.3%	27	90.0%	30	100.0%	30	100.0%	27	90.0%	150	142	94.7%
7月	31	31	100.0%	30	96.8%	30	96.8%	28	90.3%	26	83.9%	155	145	93.5%
8月	31	29	93.5%	30	96.8%	28	90.3%	24	77.4%	25	80.6%	155	136	87.7%
9月	30	29	96.7%	28	93.3%	29	96.7%	28	93.3%	24	80.0%	150	138	92.0%
10月	31	30	96.8%	30	96.8%	29	93.5%	27	87.1%	28	90.3%	155	144	92.9%
11月	30	29	96.7%	28	93.3%	29	96.7%	29	96.7%	24	80.0%	150	139	92.7%
12月	28	24	85.7%	25	89.3%	25	89.3%	27	96.4%	26	92.9%	140	127	90.7%
1月	28	26	92.9%	25	89.3%	26	92.9%	21	75.0%	23	82.1%	140	121	86.4%
2月	29	26	89.7%	27	93.1%	28	96.6%	25	86.2%	21	72.4%	145	127	87.6%
3月	31	10	32.3%	11	35.5%	23	74.2%	16	51.6%	8	25.8%	155	68	43.9%
合計・平均	360	317	88.1%	317	88.1%	338	93.9%	310	86.1%	285	79.2%	1800	1567	87.1%

# 別紙 3

## 大学審議会

1990/1 答申等

## 生涯学習の基盤整備について（答申）（第28回答申（平成2年1月30日））

28 生涯学習の基盤整備について（答申）

（諮問）

平成元年4月24日

中央教育審議会

文部大臣 西岡 武夫

次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。

## 新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について

（理由）

今後の我が国の社会については、国際化、情報化、高齢化など大きな変化が予想され、初等・中等教育の高度化など各般にわたる教育改革を推進しているところであるが、今後とも、中長期的展望に立って、後期中等教育や高等教育の著しい普及とその実態の多様化に伴い、高等学校教育の画一的・硬直性や学校不応者の増加、更には受験競争の過熱化や偏差値偏重の弊害など様々な問題が指摘され、後期中等教育及びその高等教育との接続等に在りて、価値が問われ、また、生涯学習については、人々の学習需要の高度化・多様化に応じて体系的な振興方策を樹立する必要がある。この際、後期中等教育から高等教育にわたる教育の諸課題に係る改善方策及び生涯学習に係る振興方策に関して、次のような施策を講ずることの適否及び問題点について検討することが必要である。

（審議事項）

1 後期中等教育の改革とこれに関連する高等教育の課題  
今日の後期中等教育については、時代の変化や生徒の多様な実態に柔軟に対応していくことが求められている。このため、新しい高等学校学習指導要領の趣旨を徹底するとともに、今後は学校制度についても所見直しを行い、後期中等教育のより一層の多様化・弾力化を図ることとし、これに関連する高等教育の課題も併せて次のような諸改革を行う。  
(1) 高等学校の修業年限を見直し、現行の3年制のほか4年制高等学校の設置を認める。この場合、分野を限定して専門教育に限るか、あるいは普通教育にも認めるかについて検討する。  
(2) 社会経済の進展に対応した専門教育の実現を図るとともに、高等学校教育における幅広い職業教育の充実を図るため、現行の学科制度の再編成を行う。なお、高等学校間の単位互換を推進するなど、普通科と職業学科との有機的連携を図るための措置を講ずる。  
(3) 職業・実生活に必要な教育を重点的に行う高等学校や、幅広い選択を可能とする総合的な高等学校、国際化の進展に対応した高等学校など新しいタイプの高等学校の設置を奨励する。  
(4) 高等学校における単位制度の趣旨を生かし、生徒の学習における選択の幅を広げるため、多様な選択科目の開設が可能となる措置を講ずる。  
(5) 特定の分野などにおいて特に能力の伸長が著しい者について、大学入学の年齢制限緩和など、教育上の例外措置を講ずることの可否について検討する。  
(6) 高等専門学校については、後期中等教育と高等教育とを一貫して行う教育機関として一層の充実を図るため、分野の拡大、高等学校からの編入学の拡大などの拡充方策を講ずるとともに、新しい名称を検討する。  
(7) 短期大学については、その果たす役割、社会的・地域的ニーズの変化等を踏まえ、下記2の諸施策との関連で、「生涯学習センター」（仮称）の開設の奨励など、生涯学習機関としての在り方について検討する。  
(8) 後期中等教育の改革と関連して、後期中等教育と高等教育の接続の改善を図る観点から、高等学校教育と大学の一般教育との関係、4年制高等学校の卒業者等に係る大学の修業年限の在り方、入試時期の繰下げなどについて、大学審議会との関係を考慮しつつ、検討する。

2 生涯学習の基盤整備

人々の高度化・多様化する学習需要に応じて生涯学習の振興を図る観点から、生涯学習の推進体制・推進機関を整備するとともに、様々な学習成果を適切に評価し学校との連携を強化するため、次のような施策を推進する。

(1) 生涯学習の総合的な振興を図るため、生涯学習の推進体制、学習情報の提供、生涯学習に関する専門家の資格、生涯学習活動重点地域等について法的整備を行うとともに、民間



教育事業の支援の在り方を検討する。

(2) 地域の生涯学習の中心機関となる「生涯学習センター」（仮称）を設置し、自ら主催講座等の事業を行うとともに、放送大学の学習センターとなるなど各種の学習・教育機関との連携を図る方途を講ずる。

(3) 「生涯学習センター」（仮称）の機能として、このセンターやその他の教育訓練機関の学習の成果を適切に評価し、学校教育の単位として転換する仕組み及びこれらを各種公的資格の基礎とするための方途について検討する。

3 以上のほか、関連する重要事項について検討する。

（答 申）

平成2年1月30日

文部大臣 石 橋 一 弥 殿

中央教育審議会会長  
清 水 司

### 生涯学習の基盤整備について（答申）

本審議会は、平成元年4月、文部大臣から「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」諮問を受け、後期中等教育の改革とこれに関連する高等教育の課題及び生涯学習の基盤整備について審議を進めてまいりました。今回、生涯学習の基盤整備について次の結論を得ましたので答申します。

#### はじめに

1 中央教育審議会は、平成元年4月24日、文部大臣から「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」諮問を受け、同年6月、後期中等教育の改革とこれに関連する高等教育の課題を審議する「生涯学習に関する小委員会」を設置し、審議を進めてきた。本審議会は、「生涯学習に関する小委員会」を中心として、文部大臣の諮問において審議事項として示された生涯学習の基盤整備に関する事項について審議を行った。

1) 生涯学習の総合的な振興を図るため、生涯学習の推進体制、学習情報の提供、生涯学習に関する専門家の資力、生涯学習の活動重点地域等について法的整備を行うとともに、民間教育事業の支援の在り方を検討する。

2) 地域の生涯学習の中心機関となる「生涯学習センター」（仮称）を設置し、自ら主催講座等の事業を行うとともに、放送大学の学習センターとなるなど各種の学習・教育機関との連携を図る方途を講ずる。

3) 「生涯学習センター」（仮称）の機能として、このセンターやその他の教育訓練機関の学習の成果を適切に評価し、学校教育の単位として転換する仕組み及びこれらを各種公的資格の基礎とするための方途について検討する。

4) 短期大学に於いては、その果たす役割、社会的・地域的ニーズの変化等を踏まえ、生涯学習の基盤整備についてその施策との関連で、「生涯学習センター」（仮称）の開設の奨励など、生涯学習において後期中等教育の改革とこれに関連する高等教育の課題に関して示された

上記④の審議事項については、「生涯学習センター」（仮称）の開設を奨励することについて審議を行った。

2 「生涯学習に関する小委員会」は、平成元年10月31日、「生涯学習に関する小委員会審議経過報告」をとりまとめ、總會の了承を経て公表した。

本審議会は、この審議経過報告に関する関係団体の意見等を勘案して慎重に審議を重ね、ここに答申としてとりまとめた。

3 今回この答申をとりまとめるに当たっては、生涯学習は人々が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、生涯学習の基盤を整備することが当面する重要な課題であるとの基本的認識に立ち、人々の生涯学習を支援するための施策を中心に検討した。

なお、上記③の審議事項のうち、学習成果の評価認定の仕組みや学校教育の単位として転換する仕組み等については、幅広い観点から今後更に審議を続けることとしている。

4 もともにより、生涯学習を全体として振興していくためには、本答申で提言する施策を推進するとともに、学校教育、社会教育をはじめとするあらゆる学習機会を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備充実していくことが必要である。

行政当局においては、今後の我が国における生涯学習の重要性にかんがみ、この答申で示した諸施策を速やかに実施するよう要望する。

#### 第1 生涯学習の基盤整備の必要性

1 近年、社会の各分野において生涯学習への関心が高まり、学校、地域、職場等において、個人やグループが様々な機会や手段・方法を利用して多種多様な学習活動を行っている。

このように生涯学習が盛んに行われている社会的背景としては、所得水準の向上、自由時間の増大、高齢化の進行等に伴い、学習自体生きがいを見いだすなど人々の学習意欲が高まっていることに加え、科学技術の高度化や情報化・国際化の進展により、絶えず新たな知識・技術を習得する必要が生じていることが挙げられよう。特に今後は、産業構造や就業構造の急激な変化、さらには、本格的な高齢化社会の到来を背景に、人々の学習需要は一層高

度かつ多様なものとなるであろう。また、我が国においては、学校教育への過度の依存に伴う学歴偏重の弊害が生じており、今後はこれを是正して、人々が生涯にわたって学習し、それを正当に評価する社会を築いていくことが重要と考えられる。

生涯学習については、第12期中央教育審議会が、昭和56年に「生涯教育について」答申を行っている。この答申においては、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ





諮問で示された地域における生涯学習の中心機関となる「生涯学習センター」（仮称）については、都道府県に設置する「生涯学習推進センター」と大学・短大等の生涯学習センターとに分けて検討を行った。

1 「生涯学習推進センター」について

1) 地域における生涯学習をより一層推進していくためには、学習機会を提供するだけでなく、人々が学習の機会を選択し、より自主的に学習する体制を整えることが重要である。このため、大切である。今後、生涯学習を推進するに当たっては、地域の人々の生涯学習を推進するに当たって、必要となる学習活動の場を確保し、学習活動を促進する必要がある。このため、この「推進センター」は、その果たすべき役割を十分に果たすことができるように、都道府県が設置し、次掲げる事業の一層充実することを目指す。

なお、現在でも、これら事業の推進を図っている都道府県もあり、これらについて、その機能を一層充実することを目指す。

- i) 生涯学習情報の提供及び学習相談体制の整備充実に関すること
  - ii) 学習需要の把握及び学習プログラムの研究・企画に関すること
  - iii) 関係機関との連携・協力及び事業の委託に関すること
  - iv) 生涯学習のための指導者・助言者の養成・研修に関すること
  - v) 生涯学習の成果に対する評価に関すること
  - vi) 地域の実情に応じて、必要な講座等を主催すること
- なお、放送大学との連携・協力をを行うこと

1) 生涯学習情報の提供及び学習相談体制の整備充実に関すること

人々が最も適した学習機会を選択することができるようには、地域における種々の学習情報を迅速に入手することができ、また、学習相談を手軽に利用できるような条件整備が重要である。

このため、「推進センター」と各市町村や生涯学習施設との間をコンピュータ等の情報通信手段で結ぶネットワークを構築することにより、生涯学習施設と連携・協力を図る。また、各都道府県の「推進センター」相互間の連携・協力を進め、生涯学習情報の交換の範囲を広げるようにする。これにより、提供できる情報量を豊富にするなどの効果が期待できる。

なお、これらの生涯学習情報システムが全都道府県において整備される見通しが得られる段階では、全国的なネットワークとして機能するための中心的組織を整備することについて検討する必要がある。

ii) 学習需要の把握及び学習プログラムの研究・企画に関すること

実態調査や学習相談活動などにより、人々の学習需要を的確に把握し、これに対応した学習機会を提供する。また、新たな学習プログラムの研究開発を進める。

iii) 関係機関との連携・協力及び事業の委託に関すること

地域の学習機会を整備充実するため、大学・短大等、社会教育施設、スポーツ・文化施設、教育訓練施設、あるいは民間教育施設との連携・協力を図る。必要に応じて、これらの施設等の自主性を尊重しつつ、講座の開設を委託する。

iv) 生涯学習のための指導者・助言者の養成・研修に関すること

生涯学習を推進するためには、多様な学習活動について指導・助言を行う者の役割が重要である。

人々の生涯学習を支援し、様々な分野において指導・助言を行う人材の確保や資質の向上を図るため、ボランティアを含め生涯学習に関する指導者・助言者の養成や研修を行う。

v) 生涯学習の成果に対する評価に関すること

人々の学習活動を奨励するためには、学習成果を客観的かつ多元的に評価認定することが有益であると考えられる。しかし、評価認定の仕組みについては、どのような範囲を評価の対象とするか、評価の水準はどの程度のものとするかなどの課題があり、今後引き続き検討することとする。

差し当たり、地域の実情に応じて、都道府県が行うボランティアや社会教育指導員などの養成・研修事業における学習の成果を評価認定し、各種機関が行うボランティアの登録の参考となるようにするとともに、市町村が社会教育指導員を採用する際に活用できるようにする。

このほか、地域の特色ある事業に関して行われる人材養成等についても、同様の取扱いをすることが考えられる。

vi) 地域の実情に応じて、必要な講座等を主催すること

それぞれの地域の実情に応じて、既存の機関では十分に提供されていない学習機会を充実するため、例えば、近年、学習需要が高まっている体系的・継続的な講座を主催したり、学習プログラムの研究開発に関連して先導的に講座を開設するなど、「推進センター」自体が、学習機会を提供する機能を併せ持つことも考えられる。

なお、放送大学は人々の生涯学習活動に大きな役割を果たすものであり、その実績等を評価しながら全国化することが望まれる。その場合、「推進センター」を放送大学の学習センターの場として活用するなど、放送大学と「推進センター」との連携・協力をすることも期待される。

2) 「推進センター」がその機能を十分に果たしていくためには、生涯学習に関して幅広い知識経験を有する専門的職員を配置する必要がある。

「推進センター」には、学習情報の収集・整理・提供、学習相談、学習プログラムの研究・企画、指導者研修などについて十分な知識経験を有する専門的職員が不可欠であり、このよ



# 別紙 4

事務連絡  
平成5年10月18日

生涯教育推進協議会委員  
各課（館・室・所）長 様

小山市教育委員会  
社会教育課長 伊藤 建一

資料の送付について

この度、小山市生涯教育推進協議会（玉野安一会長）より、別添写しのとおり、（仮）情報交流センターの運営のあり方についての答申がありましたので、参考資料としてお送りします。

記

- 1 資料 生涯教育資料平成5-02  
『（仮）情報交流センターの運営のあり方について』
- 2 部数 1部

（社会教育課生涯教育係）  
（電話22-9666）

(仮) 情報交流センターの運営のあり方について (答申)

平成5年10月12日

小山市生涯教育推進委員会



# (仮) 情報交流センターの運営のあり方について (答申)

平成5年10月12日

小山市生涯教育推進協議会

## はじめに

本協議会は平成5年7月13日、小山市生涯教育推進本部長（小山市長）より『（仮）情報交流センターの運営のあり方について』の諮問を受けた。

諮問の内容は、平成6年6月に開館を予定する（仮）情報交流センターの管理運営のあり方について、本協議会の意見を伺うというものであった。

本協議会は、本案件について7月13日、9月17日、10月8日に全体会及び部会（10月5日起草委員会）を開催し、慎重に意見を交換したが、一応の成案を得たので、ここに答申するものである。

なお、短期間の協議のため具体性を欠く面もあるが、今後の運営を通してその充実を図ってほしい。

## 1 （仮）情報交流センター設置のねらい

小山駅西再開発ビル（地下1階、地上7階、約4万平方メートルの複合商業施設）の6階に予定される（仮）情報交流センターは、商業ゾーンに教育（学習）や文化を持ち込むことによって、コミュニケーションを図り、まちの活性化を促進する。さらに、市民の教育的文化的資質の高まりをも狙おうという構想の下に建設される県内で初めての施設である。

この構想によれば、多くの人々が集まる施設において、市民が相互に情報を入手し、提供し、交換しあうことで、文化交流が深まることが期待される一方、市民が自ら行う学習活動が容易になって、活動の活性化が期待されることになる。また、小山市自体も、同センターに事務局を設置し、主催事業を展開することによって、市民との間にコミュニケーションを図る機会が深まり、結果としてまちづくりに寄与しうる基盤が形成されることになるもの

と思われる。

こうした効果をもたらすことが期待される同センターは、立地条件から考えて、市民サービスを機能の中心にすえて、充実させていくことが必要と考える。

以上を踏まえて、同センターが市民の教育・文化・スポーツ・福祉活動をはじめ様々な市民活動の活性化に供されることが、設置のねらいである。

## 2 (仮)情報交流センター管理運営の在り方

### (1) 運用について

- ① 今日の生涯学習はいつでも、どこでも、だれでもが学習に参画して自らを高めることができるようにすることを目途としているが、この施設の利用にあたっては、利用者負担を原則とする。

ただし、本原則をすべての利用者に一律に適用するというのではなく、貸し出し料金も催事の内容(目的、営利・非営利か、有料・無料の別など)によって差異をつける必要がある。

なお、貸し出し料金(使用料)の設定は、基本的には利用が容易になるよう、低額に設定すべきである。

- ② 施設の利用範囲および利用者の対象については、社会教育法第20条を取りはずし、第23条を弾力的に解釈することで、生涯学習施設として多様な利用をしたいと考える。

つまり、施設の利用範囲は教育・文化・スポーツ・福祉の分野にとどまることなく、作品の展示・頒布なども含め、広く市内外の活動も対象としたい。

なお、同一団体・個人の定期的な利用も可能にして利用の拡大を図りたい。

また、利用者については、同センターが小山駅西という地の利に立地するということを勘案すれば、小山市民のみならず、広く小山市内外にわたることが考えられるし、何より本市で様々な催事が行われること自体を重んじることが大切であるからである。

ただし、以上の措置であっても行き過ぎた利用については、一定の歯止めを講ずることによって、公的機関としての責任と役割を十分に発揮させるべきである。

例えば

- 物品頒布を主目的とするような利用については、一定の制限を加える。
- 同一団体・個人の定期利用についても、これを野放しにすることなく、他の利用者とのバランスを考慮して、利用回数に一定の歯止めをかける。

③ 情報提供事業は、学習情報を中心に取り扱うこととして、合わせて行政情報や文化施設情報も可能な限り扱うものとする。

- 学習情報の提供は不可欠の要素となっており、同センターが小山市における実質的な意味での学習情報センターとしての方向を目指すものである。
- 公共施設の利用状況にかかる情報やスポーツ施設の予約業務なども、取り扱うべきである。
- 行政情報については、市役所の窓口業務（諸証明の発行業務など）を果たすことについて市民の強い要望があり、将来検討の対象としていく必要がある。
- 官公署が刊行する出版物（頒布物）は、市民生活上必要な情報として入手したいとする市民の希望がある。については、これを同センターに集中して提供することにすれば、それは市民にとり利便性の向上につながることになるから、これを推進したい。
- 印刷・複写サービスについては、利用者負担において実施することが望ましい。
- その他、市民が求められるような出版物についてもできるだけ情報の提供に努めるべきである。

④ 主催事業の実施については、同センターの質の維持向上を図る必要性と市民の学習ニーズに答えていくという生涯学習施設としての機能の両面から、これを積極的に押し進めるべきである。

- 立案にあたっては、公民館や博物館、図書館など各方面で実施されてい

- る生涯学習関連事業と重複することをできるだけ避けるよう配慮する。
- 新しい学習プログラムを開発することに努める。
  - 学習者についても小山市の住民対象というように狭く限定しない。
  - 広く関心のある市外の人びとに対しても、魅力ある（仮）情報交流センターにして、企画工夫する。

## （２）管理について

施設の管理については、市（教委）の直接管理とし、開館日はビルの管理に添うものとする。（開館時間は午前９時３０分から午後９時３０分とする）

- 市民へのPRという面で、同センターで実施される催事の案内所をビルの各階に設置する。
- 管理室におかれるロッカーについて利用方法を明確に示す。
- 利用団体の（仮称）自主グループ連絡会などを設置する。
- 飲食については、利用の目的にしたがって弾力的に対応する。

## （３）組織運営について

- 同センターの運営については、市民のコントロールのもとで行うという原則を重視する観点から、（仮称）運営委員会を置くものとする。
  - 運営委員会は委員１０人程度で構成し、委員には利用者の代表を加えることが望ましい。
- なお、多くの意見を運営に反映させるため、委員については、多選にわたらないよう配慮する。

## 資 料

社会教育法(昭和24年6月10日 法律207号)

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 1 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 2 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。



# 諮 問 書

平成5年7月13日

小山市生涯教育推進協議会  
会長 玉野安一様

小山市生涯教育推進本部  
本部長 船田章

次の事項について、諮問します。

## (仮) 情報交流センターの運営のあり方について

### 諮問理由

平成6年6月に開館を予定する(仮)情報交流センターは、生涯教育の進展に対応して市民の生涯学習施設として運営したいと考えています。

については、当施設が様々な市民活動の便に供されて、活動の活性化に寄与しうるように配慮したいと考えますので、その運営のあり方について、ご意見を伺いたい。

# 小山市生涯教育推進協議会委員

任期 自：平成5年7月 1日

至：平成7年6月30日

敬称 略

番号	氏 名	選 出 母 体	備 考
1	野村 広元	市 議 会	議 員
2	安藤 良子	市 議 会	議 員
3	神川富久子	幼児教育連絡協議会	副 会 長
4	井上 修一	P T A 連 合 会	会 長
5	山中 睦夫	子供会育成会連絡協議会	会 長
6	玉野 安一	社会教育委員	委 員 長
7	望月 光郎	公民館運営審議会	会 長
8	大出 清成	校 長 会	校長（美田中）
9	福田 一三	体 育 協 会	副 会 長
10	吉成みき子	女性団体連絡協議会	会 員
11	五月女政平	文 化 協 会	副 会 長
12	飯野 寛	自治会連合会	会 長
13	大塚 重雄	老人クラブ連合会	会 長
14	池澤 勤	学 識 者	都賀教育事務所社会教育主事
15	宮杉早苗江	学 識 者	央福社医療専門学校校理事長
16	荒川 克江	学 識 者	家庭教育オビエオンリーダー
17	白鳥 光子	学 識 者	婦人教育推進連絡協議会
18	細野 英夫	学 識 者	白鳥女子短大幼児教育科長
19	中山 宏	学 識 者	元学校長
20	町田 康二	学 識 者	社会教育指導員

# 別紙 5





議案第 17 号

小山市立生涯学習センター条例について

小山市立生涯学習センター条例を次のように定める。

平成 6 年 2 月 25 日提出

小山市長 船 田 元 章

副市長 船 田 元 章

教育長 船 田 元 章

市長 船 田 元 章

副市長 船 田 元 章

教育長 船 田 元 章

市長 船 田 元 章

副市長 船 田 元 章

教育長 船 田 元 章

市長 船 田 元 章

## 小山市立生涯学習センター条例

### (設置)

第1条 生涯学習活動をはじめ様々な市民活動をとおして市民相互の交流を促進するとともに、商店街の活性化による商業の振興をとおして地域づくりを進めるため、生涯学習センター（以下「センター」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 小山市立生涯学習センター

位置 小山市中央町3丁目7番1号

### (事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 学習情報の収集及び提供並びに学習相談
- (2) 学習プログラムの開発及び提供
- (3) 講座、講習会、展覧会等の開催
- (4) 地域づくりの推進
- (5) 健康づくりの推進
- (6) 施設及び付属器具等の貸与
- (7) その他目的達成に必要と認められる事業

### (使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。また、許可事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。

(使用料)

第5条 使用者は、使用許可を受ける際、次に掲げる使用料を納付しなければならない。

- (1) センター使用料 別表に定める額
- (2) 付属器具使用料 教育委員会が定める額

(使用料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第7条 すでに納付した使用料は返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責によらない事由により使用することができなくなった場合
- (2) 使用日から起算して5日前までに使用の取消しを申し出た場合

(損害賠償)

第8条 使用者は、その使用によりセンターの施設及び付属器具を損傷又は滅失したときは、教育委員会の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(立入調査)

第9条 教育委員会は、必要に応じて貸与した施設の立入調査をすることができる。

(運営委員会)

第10条 センターの適正かつ円滑な運営を図るため、小山市立生涯学習センター運営委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 生涯学習関係団体の代表
- (3) 学識経験者

4 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときはその職を失うものとする。

(職員)

第11条 センターに、館長、社会教育主事その他の職員を置く。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

基 本 使 用 料

時間区分 使用区分		A 9時30分～ 13時	B 13時30分～ 17時	C 17時30分～ 21時30分
		ホー ル	平日	3,000円
	日曜日、土曜日 及び祝日	3,500	4,500	4,500
ギャラリ	平日	2,500	3,000	3,000
	日曜日、土曜日 及び祝日	3,000	4,000	4,000
セミナー室		1,000	1,200	1,500
和室		1,000	1,200	1,500
託児兼資料室	1回	500		

## 備考

- 1 入場料若しくは教授料を徴収する場合又は主たる使用目的に付随して展示物等の販売を行う場合は、規定の使用料の2倍の額とする。
- 2 使用時間の延長許可を受けて使用する場合の使用料は、1時間（1時間に満たない時間及び1時間に満たない端数の時間は1時間とする。）につき使用区分Bの欄の使用料の4割の額とする。
- 3 託児兼資料室の使用は、他の施設の使用許可を受けた者について許可する。回数の算定は、一日における使用許可の範囲を1回とする。

(提案理由)

広範にわたる市民活動をとおして市民相互の交流を促進するとともに、商業の振興をとおして地域づくりを進めるための施設として、生涯学習センターを設置するため、本条例案を提案するものである。

# 別紙 6



# 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について (答申) 概要

## 第1部 今後の地域における社会教育の在り方

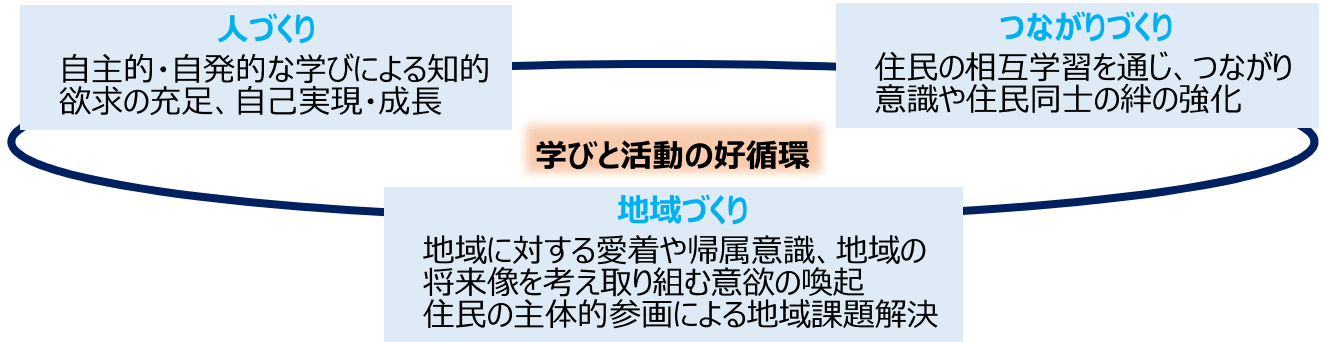
### <地域における社会教育の目指すもの>

#### 1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- ・人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組等  
⇒ 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- ・人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱等  
⇒ 誰もが生涯の学びが必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取組が必要

#### 社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割



#### 2. 新たな社会教育の方向性～開かれ、つながる社会教育の実現～

##### 住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

##### ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働

##### 地域の学びと活動を活性化 する人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

#### 開かれ、つながる社会教育へ

### <「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策>

#### 1. 学びへの参加のきっかけづくりの推進

- ・楽しさをベースとした学びや地域防災、健康長寿など、関心の高い学び等、学びや活動のきっかけづくりを工夫
- ・子供・若者の参画を促し、地域との関わりの動機付けとなり得る成功体験づくり
- ・社会で孤立しがちな人々に対して、福祉部局等との連携により、アウトリーチの取組を強化
- ・各地における具体的な取組の収集・共有、地域における活動の事例分析と周知

#### 2. 多様な主体との連携・協働の推進

- ・首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議の活用や、部局間の人事交流を推進
- ・NPO、企業、大学等と行政関係者との積極的な意見交換や協議
- ・地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働

#### 3. 多様な人材の幅広い活躍の促進

- ・地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込み、連携
- ・教育委員会における社会教育主事の確実な配置、多様な主体による「社会教育士」の取得推奨

#### 4. 社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

- ・各地方公共団体における十分な社会教育費の確保を含めた基盤整備
- ・クラウドファンディング等の多様な資金調達手法の活用

## 第2部 今後の社会教育施設の在り方

### <今後の社会教育施設に求められる役割>

社会教育施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。

- ・公民館：地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点
- ・図書館：他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点
- ・博物館：学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

### <今後の社会教育施設の所管の在り方>

このような中、地方公共団体から、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができる仕組み（以下「特例」という。）を導入すべきとの意見が提出。これについて検討し、必要な措置を講ずる必要（「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定））。



生涯学習社会の実現に向けた横断的・総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会の所管を基本とすべき。

一方、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

#### ◆ 特例を設けることについて

（他行政分野との一体的運営による質の高い行政の実現の可能性）

- ・社会教育施設の事業と、まちづくりや観光等の他の行政分野の社会教育に関連する事業等とを一体的に推進することで、より充実したサービス等を実現できる可能性。
- ・福祉、労働、産業、観光、まちづくり、青少年健全育成等の他の行政分野における人的・物的資源や専門知識、ノウハウ、ネットワーク等の活用により、社会教育行政全体を活性化できる可能性。
- ・社会教育の新たな担い手として、まちづくりや課題解決に熱意を持って取り組んでいるがこれまで社会教育と関わりがなかった人材を育成・発掘できる可能性。

（施設の効果的・効率的な整備・運営の可能性）

- ・首長部局が中心となって行っている社会資本整備計画等を通じた施設の戦略的な整備や、様々な分野が複合した施設の所管を一元化することによる、当該施設の効果的な運営の可能性。

#### ◆ 社会教育の適切な実施の確保の在り方について

同時に、社会教育の適切な実施の確保（政治的中立性の確保、住民の意向の反映、社会教育施設としての専門性の確保、社会教育と学校教育の連携等）のためには、本件特例を設けるに当たり、教育委員会による関与など一定の担保措置※を講ずる必要がある。

※担保措置については、例えば、地方公共団体において所管の特例についての条例を定める際に、教育委員会の意見を聴くこととする、といった例が議論されたが、具体的な在り方については、国において、法制化のプロセスにおいて具体的に検討すべき。

#### ◆ 地方公共団体において特例措置を活用する場合に留意が求められる点

- ・特例が活用される場合でも、当該施設は引き続き社会教育施設であり、法令の規定を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営審議会等を活用した評価・情報発信等が重要。
- ・教育委員会は社会教育振興の牽引役として引き続き積極的な役割を果たしていくことが重要（総合教育会議等の活用、首長部局やNPO等との連携・調整等）。地方行政全体の中に、社会教育を基盤とした、学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりの視点を明確に組み込んでいくことが重要。